

公益財団法人奈良県ボーイスカウト振興会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人奈良県ボーイスカウト振興会と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県天理市に置く。

(規 律)

第3条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程及び規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第4条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持及び向上に努めるものとする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、奈良県におけるボーイスカウト運動の普及等を実施し、それらを通じて青少年の人格を形成し、かつ国際友愛精神の増進を図り、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) ボーイスカウト奈良県連盟の実施する下記の事業について資金助成を行う。

- ① ボーイスカウト運動の普及ならびに広報事業。
- ② ボーイスカウト運動の指導者の養成事業。
- ③ スカウトに教育効果のある大規模集会の開催及び派遣事業。
- ④ ボーイスカウト活動の安全対策に関する事業。
- ⑤ 野営場の運営事業。

(2) ボーイスカウト活動及び一般青少年の体験活動のための野営場の保有と貸与。

(3) 其他、この法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理されなければならない、基本財産の一部の処分又は担保に供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の書類のほか、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする

(会計規程)

第11条 この法人の財産及び会計に関し必要な事項は、法令及びこの定款に規定するもののほか、理事会の決議による「会計規程」による。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員8名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次のイから二までに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は業務を執行する社員である者)
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会議員を除く)である者
 - ①国の機関
 - ②地方公共団体
 - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用をうけるものをいう)又は認可法人(特別の法律によって設立され、且つ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人を言う)

(評議員の任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 3. 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利、義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第15条 評議員は無報酬とする。

2. 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議による「役員及び評議員の報酬等及び費用規程」による。

第5章 評議員会

(開催)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分若しくは担保提供又は除外の承認
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、当該評議員会に出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分、担保提供又は除外の承認
 - (5) 合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
 - (6) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。
4. 理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、当該評議員会議長及び当該評議員会に出席した評議員の中から、議長の指名する議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第23条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定められたほか、評議員会の決議により定める評議員会運営規程による。

第6章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事8名以上15名以内
- (2) 監事1名以上2名以内

2. 理事のうち1名を理事長とする。
3. 理事長以外の理事のうち1名を副理事長に、1名を常務理事とすることができる。
4. 第2項の理事長及び前項の副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
3. 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
4. 前各項のほか、監事の職務執行に関し必要な事項は、監事の協議により定める「監事監査規程」による。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める「役員及び評議員の報酬等及び費用規程の基準」に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び相談役)

第31条 この法人に、任意の機関として、顧問2名以内及び相談役2名以内を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、次の業務を行う。
 - (1) 理事長、副理事長及び常務理事の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について、参考意見を述べること。
3. 顧問は一般学識経験者から、相談役はボーイスカウト経験者のなかから理事会の決議により、理事長が委嘱する。
4. 顧問及び相談役の任期は委嘱後4年とし、再任を妨げない。
5. 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。その支給基準は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用規程を準用する

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 第33条 理事会は、次の職務を行う。
- (1)この法人の業務執行の決定
 - (2)理事の職務の執行の監督
 - (3)理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1)重要な財産の処分及び譲受け
 - (2)多額の借財
 - (3)重要な使用人の選任及び解任
 - (4)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5)理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 当該理事会に出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規程)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により定める「理事会運営規程」による。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第4条、第5条及び第13条についても適用する。
3. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条に規定する次に掲げる事項について変更をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りではない。
 - (1)公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるものに限る）又は主たる事務所の所在場所の変更（従たる事務所の新設又は廃止を含む）
 - (2)公益目的事業の種類又は内容の変更
 - (3)収益事業等の内容の変更

(解 散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第40条 この法人が、公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公 告

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に記載する方法による

第10章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

- 第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営状況及び財務資料等を積極的に公開するものとする。
2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「情報公開規程」による。

(個人情報の保護)

- 第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
2. 個人情報の保護に関し必要とする事項は、理事会の決議により別に定める「個人情報保護規程」による。

第11章 維持員

(維持員)

- 第45条 この法人の目的及び事業に賛同し、又は支援する個人及び法人並びに団体で、維持費を納入する者は、この法人の維持員となることができる。
2. 維持員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「維持員規程」による。

第12章 事務局

(設置等)

- 第46条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。
2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
 3. 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。
 4. 職員は、有給とすることができる。
 5. 事務局の組織及び運営並びに職員の報酬等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める「事務局規程」による。

以

付 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この公益法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事
大浦 基嗣、樫根 義隆、菊池 攻、木堂 一美、小林 茂樹、小山 新造、
坂本 高彦、佐藤 進、滝元 弘武、松岡 泰夫、山田 法胤、綿谷 正之。

監事
小城 優、森本 順次。
4. この法人の最初の代表理事(理事長)は山田 法胤とし、最初の代表理事(副理事長)は菊池 攻とする。
5. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
大谷 督、栗本 良明、麴谷 久、近東 宏光、櫻井 晃二、柴田 恒雄、
鈴木 勝司、辻村 泰善、辻村 泰範、中西 達、倍巖 良明。

以上

別表第1

基本財産

財産種別	所在地・物量・銘柄等	金額
土地	奈良市田中町565番地	2,240,742
(野営場用地)	池・沼 1,302m ²	
土地	奈良市田中町585番地	1,309,258
(野営場用地)	雑種地 760m ²	
※上記2筆の土地は隣接しており、野営場用地として一体運用している。		
有価証券等	定期預金	22,550,000
	定期預金	1,000,000
	政府保証第95回日本高速道路 保有・返済機構債券	13,000,000
合計		40,100,000

以上

改訂履歴

改訂年月日	改訂事項
平成23年 6月 1日	旧寄付行為全面改訂
平成24年 4月 1日	公益法人設立時施行
平成25年 6月25日	助成事業追加及び別紙1基本財産の内容変更
平成28年 3月17日	主たる事務所移転